

令和3年3月31日

山梨県議会議長 桜本 広樹 殿

## 山梨県主要農作物種子条例制定に関する陳情書

### 陳情者

山梨県甲府市古上条町225-1  
生活協同組合パルシステム山梨  
代表理事 理事長 梅原 隆子

### 陳情の趣旨

主要農産物の種子の確保及び安定的かつ持続的に供給できることを目的とするための県条例の制定を山梨県に求める。

### 陳情の理由

- ・2018年4月「種子法」廃止。  
「種子法」は、日本の食を支える主要農作物である米、麦、大豆の種子を各都道府県の風土に適して選別し、農家に安定、安全、安価に提供することを目的に定められた法律でした。  
さらに、昨年12月には「種苗法」が改正され、自家増殖（採種）が原則禁止となりました。
- ・地域の土地や気候を記憶し進化を続け、私たちの“いのち”の源となり、また、地域の環境保全や食文化の継承に寄与している種子が、利益追求の多国籍アグリ企業に独占されようとしています。
- ・主要農産物は日本の食料保障の最後の砦であり、この値段が企業に握られることになれば、優良な種苗と安定した価格が堅持されることは期待できません。
- ・このような背景を踏まえ、主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、さらには農業従事者・農業関連団体、消費者の不安を払拭させるため、主要農作物種子法に代わる県条例の制定を要望するものです。
- ・なお、本条例は、すでに22道県で成立しており（2021年3月までに26に増える見込み）、山梨県での条例制定は、重要な施策と考えます。

以上